

公益財団法人野々市市情報文化振興財団競争入札心得

制 定 令和 4 年 2 月 28 日 決 裁

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人野々市市情報文化振興財団との契約に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、現場、入札執行通知等（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札に参加しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、開札日の前日（説明を求めることができる期日が指定されている場合は、指定された日）まで、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札の執行時間に遅れた者は、棄権とみなされ、当該入札に参加することはできない。

3 入札書は、書面にてする入札（以下「紙入札」という。）にあつては、別記様式「入札第 1 号」により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。

4 入札金額の内訳を記載した書類（以下「見積内訳書」という。）の添付を求められた場合は、入札書に添付しなければならない。

5 入札参加者は、紙入札において、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者又はその代理人は、当該入札において他の入札参加者の代理をすることができない。

7 入札参加者は、令第167条の11の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退等)

第 3 条 入札参加者は、入札箱に投入するまでは、次に掲げるところによりいつでも入札を辞退することができる。

(1) 紙入札執行前にあつては、別記様式「入札第 2 号」により入札辞退届を作成の上、直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 紙入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入して行う。

2 前項による辞退をすることなく、かつ、入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合、不正、その他不当な行為をし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が2人に達しないときは、入札を取りやめるものとする。

(入札書記載金額)

第6条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載するものとする。

(無効の入札書)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者(入札参加資格を有する者から委任を受けた者を除く。)のした入札書

(2) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書

(3) 記名押印を欠く入札書

(4) 金額を訂正した入札書

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりその瑕疵が比較的軽微なもので、入札参加者の意思が察知されるものは除く。

(6) 明らかに連合と認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書

(7) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札書

(8) 第2条第5項の委任状を持参しない代理人のした入札書

(9) 再度の入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札書

(10) 予定価格を事前公表した入札において、当該予定価格を超える金額を記載した入札書及び見積内訳書の添付がない入札書

(11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者のした入札書

(12) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後(以下「入札後」という。)は、いかなる場合においても、その入札書を書換えし、引換えし、若しくは撤回し、又は辞退の申立てをすることができない。

(開札)

第9条 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札参加者の立会いの上、行うものとする。但し、感染症等予防対策や制限により立合いが出来ない場合は、この限りではない。

(落札者の決定)

第10条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することにより公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札等)

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、1回とする。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合は、再度の入札を行わない。

3 直前の入札における辞退者、入札の執行時間に遅れた者又は第7条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

(落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書案を提出し、契約を締結しなければならない。

2 落札者が第13条に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和4年3月1日から施行する。

入 札 書

事業名

金

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(入札金額は税抜)

上記のとおり入札します。

年 月 日

(公財) 野々市市情報文化振興財団理事長 山 口 良 宛

入札者
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

入 札 書

事業名

金

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(入札金額は税抜)

上記のとおり入札します。

年 月 日

(公財) 野々市市情報文化振興財団理事長 山 口 良 宛

入札者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

代理人

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

別記様式入札第2号

入 札 辞 退 届

事 業 名

事業場所

辞退理由

このたび、上記事業の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

(公財) 野々市市情報文化振興財団理事長 山 口 良 宛

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩